

目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 教員の個人評価（第2条 - 10条）
- 第3章 全学個人評価委員会（第11条 - 19条）
- 第4章 部局等における評価委員会（第20条）
- 第5章 雑則（第21条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、国立大学法人長崎大学基本規則（平成16年規則第1号）第8条の規定に基づき実施する長崎大学（以下「本学」という。）における教員個人の活動状況についての自律的かつ定期的な点検及び評価（以下「個人評価」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 教員の個人評価

（個人評価の実施）

第2条 個人評価の実施は、本学における教育・研究などの諸活動の一層の向上を図り、もって本学の理念の実現を図ることを目的とするため、5年ごとに実施するものとする。

（個人評価の対象）

第3条 個人評価の対象とする教員は、本学の教授、助教授、専任の講師及び助手とする。

（個人評価に係る組織）

第4条 個人評価に係る組織は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 教員（被評価者）
- (2) 部局長等（次号の部局等の長をいう。以下同じ。）
- (3) 第20条の規定により部局等（各学部、各研究科、熱帯医学研究所及び学内共同教育研究施設等（保健管理センターを含む。）をいう。以下同じ。）に設置される部局評価委員会
- (4) 第11条に規定する長崎大学個人評価委員会
- (5) 学長

2 前項第3号の部局評価委員会に、必要に応じ、当該部局等以外の者を外部委員として加えることができる。

（個人評価の領域）

第5条 個人評価は、教員の活動を教育、学術・研究、組織運営及び社会貢献の4領域に分類し、それ

それぞれの領域における活動について幅広く行う。

(個人評価の方法等)

第6条 個人評価は、原則として、評価される教員が自ら作成した資料に基づき行う。

2 個人評価は、前条に規定する4領域ごとにそれぞれ5段階領域評価を行い、さらにその合計点(最高点20点)を基に、5段階総合評価を行う。

3 個人評価の評価基準、評価項目その他の個人評価の実施方法については、長崎大学における教員の個人評価に関する実施基準(以下「個人評価実施基準」という。)の定めるところによる。

(部局等における評価基準及び評価項目)

第7条 部局等における教員の個人評価に係る評価基準及び評価項目は、個人評価実施基準により、部局長等が別に定める。

2 長崎大学個人評価委員会は、全学的視野に立って、部局等で定めた個人評価の評価基準、評価項目等について、部局等による不均衡を調整する。

(意見の聴取)

第8条 学長及び部局長等は、個人評価の実施に当たって、必要に応じて評価される教員の意見を聴取する機会を設けるように配慮するものとする。

(評価結果の利用)

第9条 学長及び部局長等は、評価の結果を教員の諸活動の活性化を促すために利用するものとする。

2 学長及び部局長等は、特に高い評価を受けた教員に対し、その活動の一層の向上を促すための適切な措置をとるものとする。

3 学長及び部局長等は、その活動が十分でないとして評価された教員に対して、その理由を調査し、活動状況の改善について、適切な指導及び助言を行うものとする。

4 学長及び部局長等は、個人評価の結果を集計し、総合的に分析し、本学又は部局等の活動の現状を把握し、本学の理念の実現のために積極的に利用するものとする。

(評価結果の公表)

第10条 教員個人に係る評価の結果は、個人情報として取り扱い、原則として公表しない。

2 教員がまとめた年間業績については、学部、学科等の単位でまとめ、適当な方法で公表することに努めるものとする。

3 学長及び部局長等は、前条第4項による集計及び分析の結果並びに本学又は部局等の活動の現状について、公表するものとする。

### 第3章 全学個人評価委員会

(全学個人評価委員会の設置)

第11条 本学に、個人評価を実施するため、長崎大学個人評価委員会(以下「全学個人評価委員会」という。)を置く。

(任務)

第12条 全学個人評価委員会は、次に掲げる事項を企画し、実施する。

- (1) 個人評価に係る基本方針の策定に関する事項
- (2) 評価結果の総合的分析及び取りまとめに関する事項
- (3) 評価結果の分析結果等の公表に関する事項
- (4) その他個人評価に関し必要な事項

(組織)

第13条 全学個人評価委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長が指名する理事
- (2) 学長が指名する副学長
- (3) 部局評価委員会の委員長
- (4) 総務部長
- (5) その他学長が必要と認めた者

2 委員は、学長が任命する。

(任期)

第14条 前条第1項第5号の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長及び副委員長)

第15条 全学個人評価委員会に委員長を置き、第13条第1項第1号の委員をもって充てる。

2 委員長は、全学個人評価委員会を招集し、その議長となる。

3 全学個人評価委員会に副委員長を置き、第13条第1項第2号の委員のうちから委員長が指名する者をもって充てる。

4 副委員長は、委員長を助け、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

第16条 全学個人評価委員会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開くことができない。

2 全学個人評価委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第17条 委員長が必要と認めたときは、全学個人評価委員会に委員以外の者を出席させ、意見を聴取することができる。

(関係職員の出席)

第18条 委員長は、必要に応じ、全学個人評価委員会に関係職員を出席させることができる。

(事務)

第19条 全学個人評価委員会の事務は、総務部企画課において処理する。

第4章 部局等における評価委員会

(部局評価委員会)

第20条 部局等ごとに、部局等における個人評価を実施するため、部局評価委員会を置く。この場合において、関連の学部と研究科が一体となって個人評価を実施することが適当である場合には、一の部局評価委員会とすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、学内共同教育研究施設等に置く部局評価委員会については、すべての学内共同教育研究施設等を対象とする一の部局評価委員会を置き、個人評価を実施するものとする。

3 部局等の部局評価委員会に関し必要な事項は、部局等ごとに別に定める。

#### 第5章 雑則

(補則)

第21条 この規則に定めるもののほか、個人評価及び全学個人評価委員会の運営に関し必要な事項は、別に定めることができる。

#### 附 則

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

2 長崎大学における大学評価に関する規則(平成16年規則第29号)は、廃止する。